

平成24年9月 川棚町議会定例会会議録 (第4日目)

平成24年9月28日金曜日(午前10時開会)

出席議員(16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

日程第1	議案第40号	川棚町暴力団排除条例の制定について	総務厚生常任 委員長報告
日程第2	認定第1号	平成23年度川棚町一般会計決算認定について	決算審査特別 委員長報告
日程第3	認定第2号	平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について	〃
日程第4	認定第3号	平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について	〃
日程第5	認定第4号	平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について	〃
日程第6	認定第5号	平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について	〃
日程第7	認定第6号	平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について	〃
日程第8	議案第41号	平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃
日程第9	意見案第3号	未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）	
日程第10		石木ダム対策調査特別委員会中間報告	石木ダム対策調査 特別委員長報告
日程第11		議会広報特別委員会視察調査報告	議会広報特別 委員長報告
日程第12		議員派遣の件	

閉 会

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 これから本日の会議を開きます。田崎議員は遅れる旨の連絡が
あっております。

議 長 日程第1、議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」
を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長 平成24年9月28日、川棚町議会議長初手安幸様、総務
厚生常任委員会委員長福田徹。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規
則第77条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」、可決すべきものと
決定。

総務厚生常任委員長報告。議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定につ
いて」について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成24年9月14日、(2) 審査場所、
第1委員会室(3) 出席者、委員全員、議長、議会事務局書記、総務課長、行
政係長。

2、審査内容(主な質疑と答弁)。

質疑、条例制定は長崎県内での動向か。

答弁、全国的なもので、全自治体で制定した方が効果がある。

質疑、条例の内容は、県が示したモデル案のとおりか。

答弁、表現を変えたところもあるが、基本は変えていない。川棚町が設置し
た公の施設の使用規制に関する条例は廃止するが、その中の損害賠償の責を負
わないの部分は第9条に加えた。

質疑、川棚町が設置した公の施設の使用規制に関する条例を廃止するが、こ
れまで記載されていた公の施設の具体的な名称は明記しないてよいのか。

答弁、明記しない方がよいと県の助言を受けた。

質疑、制定後には、町民への周知が必要ではないか。

答弁、町の広報誌で周知していく。

3、審査結果。

討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

町民の安全で平穏な生活を守るため、暴力団の排除には、警察による取り締まりに加えて社会全体で取り組むことが重要である。暴力団対策は、個々での対応が難しい面があったが、この条例制定を機に関係者が連携し、行政としては毅然とした対応を示すと共に、町民への啓蒙を図り明るく安心、安全な社会が築かれていくよう望む。以上です。

議 _____ **長** これから委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第40号「川棚町暴力団排除条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第2、認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」から日程第8、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題とします。

決算審査特別委員会から決算審査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 報告致します。平成24年9月28日、川棚町議会議長初

手安幸様、決算審査特別委員会委員長村井達己。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」、認定すべきものと決定。

議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」、可決及び認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会委員長報告。認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」、認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」、認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」、認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 2分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、相対的な審査を実施した。(2) 審査期日(分科会)平成24年9月14日、18日、19日、20日、(特別委員会)平成24年9月24日。(3) 審査場所、第1委

員会室、第2委員会室、第3委員会室及び現地。(4)出席者(分科会)委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、次長、室長、各担当課長、各係長等。(特別委員会)委員全員、議長、事務局長。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。(1)各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。(2)決算審査特別委員会での質疑と答弁。

質疑、クラウド方式の事故とはどのようなことか。

答弁、個人データの流出などである。(情報漏洩)

質疑、見守りネットワークのシステムはどのようなものか。またモデル地区は決まっているのか。

答弁、個人の連絡網などのデータベースのことである。システムの構築はできているが、中のデータはまだ空の状態である。モデル地区は未定である。

質疑、すこやか長寿券の利用範囲の拡大とは具体的にどのようなことか。

答弁、タクシー利用券や町内で使える買い物券など、地域活性化にもつながるような使い方ができないかということである。(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)

質疑、惣津漁港の事業費と、地元での評価は。

答弁、総事業費は約10億9,400万円、補助金は約7億240万円、町負担は約3億9,200万円である。漁港については、静穏度が確保された。また、広場は潮かぶりを防げるなど、防災公園としての機能も備え、地元住民の憩いの場としてグランドゴルフや夏祭り等も行われ、喜ばれている。

質疑、多目的交流広場はどのような競技で、何名ぐらいの利用だったのか。

答弁、競技の種類はホッケー、フットサル、グランドゴルフ、ゲートボールなどである。平成24年1月、2月が無料であったが3月から8月までのトータル利用者数は4,237名であった。(以上質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)

以上で質疑を終了し、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1)認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

佐世保市の水は足りていることから、石木ダム建設の必要性はなく、地権者の財産まで犠牲にする必要があるのか納得できないので反対する。

賛成討論（要旨）。

町全体の予算執行が適正に行われていると考え賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（２）認定第２号「平成２３年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

被保険者の低所得化がすすみ、保険料が高くて払えない。一般会計からの繰り入れを要求して反対する。

賛成討論（要旨）。

剰余金については、前年度より良い結果であり、運営する側の努力があつていると考え賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（３）認定第３号「平成２３年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

後期高齢者医療制度は早急に廃止すべきであり、高齢者が大切にされる社会を求めて反対する。

賛成討論（要旨）。

高齢者自身の負担軽減のためにも、医療費の伸びを抑えることが重要である。さらなる健康推進事業の充実を期待し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

（４）認定第４号「平成２３年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

低所得者には非常に重い負担となっている。国庫負担割合を介護保険導入前の５０％に戻すよう国に要求すべきであり反対する。

賛成討論（要旨）。

お互いを助け合う互助の精神で運営されていることから賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定した。

(7) 議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」は、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決定した。

4、委員会の意見。

(1) 新総合行政システムの構築において東彼三町が同一のものとなった。広域行政の推進と効率化を図るため、同一システムとなったメリットを活かす研究を進められたい。

(2) 見守りネットワークのシステムが整備され、モデル地区での運営が検討されている。これからの町づくりの重要な施策であるが、個人情報を含んでおり慎重かつ丁寧に進め、早い時期に全町でのネットワークが構築されるよう望む。

(3) 光ブロードバンド基盤整備事業は加入者数が順調に伸びており、町民の生活に大きく寄与しているものと評価する。

(4) いじめ、不登校については早期発見に努め、適確な対応をされたい。

(5) 地区の環境整備については、地元の要望に誠意をもって対応されている。今後もこれまで以上に対処されたい。

(6) 農地制度実施円滑化事業の取り組みにより、耕作放棄地の一定の改善がなされた。また、耕作放棄地への果樹の試験栽培にも取り組まれており、さらなる解消に努められたい。

(7) 税金、料金、使用料、その他負担金の未納者に対しては、不公平間を払拭するためにも、今後も収納率の向上に努められたい。

(8) 多目的交流広場は、まずは長崎がんばらんば国体の充実した開催や、終了後の活用を視野に入れ、利用者増につながる運営を図られたい。以上です。

議 長 これから委員長長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議 長 最初に、認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」の反対討論を行います。

8款、土木費、3項2目、石木ダム対策費について、町長は平成23年度施政方針において、「石木ダムは佐世保市の利水に大きな効果があると思う」と述べられました。佐世保市の配水量の実績値は、確実に減り続け、平成23年度は7万1,150 m³で、この10年間で1万 m³以上減少しています。また、佐世保市の人口も九州経済調査協会の推計によると、2035年度は19万2,182人と、2010年の人口の26.4%も減少するとしています。それからすると、2035年の最大配水量は6万610 m³と予測され、石木ダム建設の必要性がなくなります。また町長は、同じ施政方針の中で「地元地権者の理解が得られ、一定の前進が図られるよう県、佐世保市と一体となって取り組む所存」とおっしゃっていますが、地域の理解を得るための方策はあるのでしょうか。9月14日の決算審査の際の行政側の答弁は、「ダム事務所が水面下で地元 접촉している」ということでした。水面下でしか動けない事業は行き詰まったと言えるのではないのでしょうか。政策を転換すべきです。地権者の方々は、先祖からの土地で畑や田んぼを作りながら自然を守り、子や孫に自然の大切さを伝えようとしてされています。ここには3世代、4世代の家族が住んで暮らしを営んでおられます。憲法22条には、「何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転の自由を有する」と述べています。地権者の方々の暮らしや自然を壊してまでも、ダムは必要なのではないのでしょうか。納得できませんので反対致します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 3 番森田 一般会計に関係する賛成討論を致します。平成23年度はですね、主な事業としては、川棚大崎半島多目的広場整備事業、あるいは役場庁舎建設基金条例の制定での積立金などで、総額約60億円を超えた一般会計予算を組んでスタートしました。一年後の今日、その決算の報告がなされております。

私は第1分科会において、決算審査に従事、担当課より説明を受け、また第2分科会からは、その審査内容の質疑で説明を受け、一年間の事業に関し十分納得できる理解が得られています。特に、問題に付することはないと思います。予算の歳出面においては、62億5,700万円、不用額2億1,200万円となり、単年度の収支は1億2千万円余りの、いわゆる黒字の経営となっており、その経営努力は十分に評価されるべきであります。願わくば、毎年、問題となっている税金、料金、使用料などの滞納者に対しては、さらに収納率の向上に努められることを期待して賛成討論と致します。以上。

議 長 これですべての討論を終わります。これから認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされています。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

14番久保田 認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の反対討論。

国民健康保険法は、第1条で「国保を社会保障及び国民保険のための制度」と規定しています。また、同法第4条で国保の運営責任は国が負っていることを明記しています。国の財政支出のもと、基礎自治体である市町村が、保険、福祉とも連携しながら、住民に医療を給する社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険です。公務員が加入する共済組合は、1000分の41.5、サラリーマンが加入する協会健保の健康保険料は10.87、これの折半です。自営業者、年金生活者、農業、漁業、パート、非正規雇用など、所得の低い人

達が多く加入し、保険料に事業主負担もない国保は、もともと国の財政支援があつて初めて成り立つ医療保険です。国に対しては、1984年以前の医療費掛け45%に戻すよう、そして県に対しては全国で一番低い法定外繰り入れを全国平均一人一万円に近づけるよう求めるべきです。高すぎる保険料を引き下げて、町民の暮らしを応援するのが行政の責任です。払える保険料を求めて反対討論とします。以上です。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

4 番 堀 田 「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」、賛成討論を致します。

加入者全員の相互扶助の精神のもと、口座振替の積極的な推進、収納確保に努力をされており、国民健康保険事業の健全運営に期待し賛成を致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番 久 保 田 認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけるものです。病気にかかりやすく治療に時間のかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するかの二者択一に追い込んで、医療、社会保障にかかる国の予算を

削減するために導入されました。ところが、この制度は国民の大きな怒りを受け、2008年6月に参議院で廃止法案が可決されました。そして2009年8月総選挙で、国民の審判により衆議院でも後期高齢者医療制度の廃止を掲げる勢力が多数になり、これで悪法を廃止できると多くの国民は期待をしました。しかし民主党政権は、この国民の期待を裏切り、廃止は棚上げされました。保険料は2年ごとに改定され後期高齢者の人口増、給付費増に応じて自動的に引き上がる仕組みになっています。お年寄りを差別する後期高齢者医療制度は廃止すべきです。国の責任を明確にして、安心してお年寄りが医療にかかれるようにすることを求めて反対討論とします。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

4 番 堀 田 認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」賛成討論を致します。

高齢者に一定の保険料を負担してもらい、高齢者の医療費を安定的に支え、高齢者と若い世代が公平に医療費を負担し、高齢者に対する医療、介護サービスに質を維持、向上する目的で後期高齢者医療制度があり、高齢者自身の負担軽減のためにも医療費の伸びを抑えることが重要であり、予防事業に加え、さらなる健康増進事業の充実を要望し賛成と致します。

議 長 これで討論を終わります。これから認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって認定第3号「平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

議 長 次に、認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

1 4 番久保田 認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」反対討論を行います。

介護保険制度がスタートしたのは、2000年4月からです。国は当初、家族介護を解決し、社会全体で介護を支える為の制度だと言っておりました。しかし実際起こったことは、親の介護のために介護離職、高齢者の配偶者や子が高齢者を介護する老老介護など、常態化しています。介護保険導入後の10年間で介護心中は400件起きており、深刻な事態がますます広がっています。高齢者2,900万人のうち、介護保険サービスを利用している人は、417万6千人で、14%にしか過ぎません。介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人は83万人に上っています。多くの高齢者が介護の必要性ではなく、重い利用料負担によって、いくら払えるのかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。特養ホームに入所を申し込みながらも2、3年は待機するのが当たり前になっています。保険あって介護なしの状態を根本的に変えて、国民誰もが使いやすい制度にすることは切実な要求です。また、3年ごとの見直しのたびに保険料が上がっています。今の介護保険の仕組みでは、そうならざるを得ません。今の介護制度そのものを変えるべきだということを述べて反対討論とします。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 5 番山口 認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」賛成討論を行います。

少子高齢化が進む中で要介護者の増加というのは、これは想定されることだと思います。そして、この要介護者の増加によりですね、介護保険料というのは、決して低くなっているとは言えません。しかし、介護保険というのは、お互いに助け合うという互助の精神で運営されている制度であると考えられます。そしてこの制度が、なくなればですね、要介護者というのは十分な介護を受けることができなくなることが想定されると。社会的な弱者である要介護者を社会全体で見守っていくと、こういうふうな趣旨から考えればですね、この制度が継続されるということが考えられますので、賛成を致します。以上です。

議 長 これで討論を終わります。これから認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業決算認定について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は委員長の報告のとおり認定するこ

とに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業決算認定について」は、認定することに決定致しました。

議 _____ **長** 次に、認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定致しました。

議 _____ **長** 次に、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の討論を行います。

委員長の報告は、認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のうち、剰余金の処分について討論を行います。

委員長の報告は、可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のうち、剰余金の処分についての採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のうち、剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の

処分及び決算認定について」のうち、決算認定についての討論を行います。

委員長の報告は認定すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のうち、決算認定についての採決を行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」のうち、決算認定については、認定することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、日程第9、意見書案第3号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案」の件を議題とします。提出者の説明を求めます。

産業建設文教委員長 意見書案第3号、平成24年9月28日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、産業建設文教常任委員会委員長久保田和恵。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第4条第3項の規定により提出します。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるよう

にするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

また、義務教育費国庫負担制度は、国による教育分野の「最低保障」というべきものであり、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務でもあります。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものです。

しかし、平成18年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置され、平成24年度予算の地方交付税は、前年度比0.5%増の約17.5兆円で、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えません。

全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれましては、教育の機会均等とその水準の維持向上を確保するため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月28日、川棚町議会。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣様。以上です。

議 長 これから委員長に対する質疑を行います。

3 番 福 田 意見書案の中程に、「地方交付税で措置され」とあり、その後に「平成24年度予算の地方交付税は前年度比0.5%増の約17.5兆円で」というくだりがあります。この部分は必要ないのじゃないかなと思うんですけど、案を委員会で検討されたとき、どういうふうな検討と言いますか質疑があったのかお聞きしたいと思います。

産業建設文教委員長 この部分も含めて委員会では審議を致しました。毎年、ほとんど同じ内容が出ております。そしてこれも請願を出されたところにも問い

合わせて、全ての自治体にもこの内容で出されたのかということをお聞きしたところ、そうしましたということで、中身については、私達もこれでいきますということを決めました。今までもこの請願が採択されておりますので、私達の委員会としては、これでいくということで決めております。よろしくお願い致します。

3 番 福 田 交付税が下がったという例を挙げて作られたときがあったんじゃないかと、昔のことは分かりませんが、あったのではないかなと思うんですね。だから安定した財源とは言えないというふうに言っているんだらうと思うんです。増加した場合は、そこは削ってもいいんじゃないかなと私は思うんですけど、どんなでしょうか。

産業建設文教委員長 委員会でこのように、これでいいというふうに決定しましたので、これでよろしくお願い致します。

3 番 福 田 そこは委員会でということでしたけど、2分の1から下げられたという部分を、2分の1に復元することとありますけど、交付税で措置されておれば2分の1、国の方としては出方は違っていても、その分は教育費として確保されているのではないかなと思うんですけど、そこらへんの委員会で検討されましたでしょうか。

産業建設文教委員長 何度も言っておりますが、この文章でいくということを委員会としては決めましたので、よろしくお願い致します。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。意見案「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」は、全会一致で可決し、関係行政庁に送付したいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって意見書案第3号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書はさっそく関係行政庁に送付することに致します。

議 長 次に、日程第10「石木ダム対策調査特別委員会中間報告の件」

を議題とします。石木ダム対策調査特別委員会から委員会調査中間報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

石木ダム対策調査特別委員長 報告致します。平成24年9月28日、川棚町議会議長初手安幸様、石木ダム対策調査特別委員会委員会委員長田口一信。

委員会調査中間報告書。本委員会です所管事項について調査をしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の結果を下記のとおり中間報告します。

1、件名、石木ダム対策について。

2、調査の経過。

(1) 第1回委員会、日時、平成23年7月6日、場所、第2委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、概要、石木ダム計画の概要について、説明を受けた。

(2) 第2回委員会、日時、平成23年7月29日、場所、第2委員会室、出席者、委員全員（朝長委員欠席）、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、水道課長、係長、概要、石木ダムと水道事業の関連について、説明を受けた。

(3) 第3回委員会、日時、平成23年8月18日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員（朝長委員欠席）、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、長崎県石木ダム建設事務所長、課長、概要、石木ダム建設計画について、説明を受けた。

(4) 第4回委員会、日時、平成23年10月18日、場所、第1委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、佐世保市水道局長、部長、課長ほか、概要、石木ダム建設計画のうち利水面について、説明を受けた。

(5) 第5回委員会、日時、平成23年12月6日、場所、長崎県石木ダム建設事務所会議室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、長崎県石木ダム建設事務所長、次長、課長ほか、概要、石木ダム建設事業の行程表等について、説明を受けた。

(6) 第6回委員会、日時、平成24年2月27日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、事務局書記、長崎県石木ダム建設事務所長、次長、概要、再検証の流れについて説明を受け、今後の進め方について協議した。

(7) 第7回委員会、日時、平成24年4月11日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、概要、議会報告会にむけての対応方針を検討した。

(8) 第8回委員会、日時、平成24年6月15日、場所、第2委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、ダム対策室長、係長、長崎県石木ダム建設事務所長、課長、概要、事業認定の手続きについて、説明を受けた。

(9) 第9回委員会、日時、平成24年7月11日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、概要、町長に対する質疑について、準備のため協議をした。

(10) 第10回委員会、日時、平成24年7月26日、場所、第2委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局長、町長、ダム対策室長、係長、概要、石木ダム問題への取り組みについて、町長に対し質疑を行った。

(11) 第11回委員会、日時、平成24年8月2日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、概要、調査結果のとりまとめについて、協議した。

(12) 第12回委員会、日時、平成24年8月23日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、概要、調査結果のとりまとめについて、協議した。

(13) 第13回委員会、日時、平成24年9月19日、場所、第3委員会室、出席者、委員全員、議長、事務局書記、概要、調査結果のとりまとめについて、協議した。

3、町長に対する主な質疑（第10回委員会）

問、石木ダム建設の意義をどう考えているか。

答、川棚町は、あくまでも治水対策を要望したものであり、川棚川の治水対策と佐世保市の利水対策の両方を兼ねて、県が計画されているものである。

問、町民は、治水の面はあまり認識がなく、佐世保市への利水と受けとめているのではないか。

答、利水面が言われることが大きかったため、治水対策の認識が低い。それでは進まないということで、「川棚町の将来を考える会」ができ、山道橋のところに大きな広告塔を設置した経過がある。その後「石木ダム建設促進川棚町民の会」が、治水対策として必要だということをPRしている。

問、石木ダムの利水の面についての考えは。

答、佐世保市は水不足で、日常辛抱されていることは十分理解できる。同じ県北地域の住民として、協力すべきであろうと考える。ただ、石木ダムは、川棚町にとっては、あくまでも治水対策と考えるべきで、結果的に佐世保市の利水にも協力することになるということである。

問、地権者に対する考え方は。

答、協力をお願いする以外にはない。

問、町として、地権者に対する上積み補償や税の減免などを考えているか。

答、県、市、町により10億6千万円の基金を積み立てており、その利息によって、住宅資金利子助成金、合併処理浄化槽設置補助金、水道料金助成などに充てられている。町としては上積み補償や税の減免は考えていない。

問、周辺整備についての考え方は。

答、昨年策定した第5次川棚町総合計画では、「石木ダムの建設による周辺地域整備を進める」と明記している。なお、水特法に基づく水源地域整備計画について、まちづくり委員会を開催し、町案をまとめ県に提出している。

問、事業認定がなされると強制収用になると考える町民もいるが。

答、事業認定は公益性を判断してもらうものであり、強制収用のための手続きではない。よその事例を見ると、事業認定を受けることによって、ほとんど解決している。それを信じて見守っていく。

4、調査結果の中間とりまとめ。

石木ダム問題は、昭和46年に県から予備調査の申し入れがあつて以来、長年にわたつての懸案事項となっている。

平成7年に条件付賛成の方々との基本協定が締結され、移転対象67戸のうち54戸が移転されたが、いまだご理解をいただいていない方々との話し合いができない状況となっている。

県は、地権者との話し合いを進展させるため、平成21年11月、土地収用法に基づく事業認定の申請を国に行った。そのような中、政権交代があり、国は「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えで、平成21年12月に有識者会議を設置して判断基準づくりを行い、平成22年9月、県に対して再検証を行うよう要請した。

この要請を受けて、県は、県、佐世保市、川棚町、波佐見町による「検証の

場」を設置し、代替案等の比較検討を行った結果、「現行案が優位」との結論になり、平成23年7月、「事業継続」との対応方針を決定して、その旨国に報告した。

国はこの報告を受けて、有識者会議に諮り、本年4月26日に「事業継続」の方針が了承され、6月11日、国土交通大臣が「補助金交付を継続」との対応方針を決定した。なお、県に対して「石木ダム事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨の通知が同時になされている。

今後は、事業認定の手続きが再開され、公聴会の開催など認定手続きが進むものと思われる。

このような状況の中で、本委員会においても、石木ダム問題については、町政の重要課題の一つであり、関係住民の理解を得て、生活再建、周辺整備、環境整備等に行政と共に責任があると自覚し、町議会としても平成7年3月及び平成20年9月に、「石木ダム建設は推進すべきである」という決議を行っていることを踏まえて、引き続き、治水、利水両面からの必要性を認識し、石木ダム建設の推進に取り組むべきであると考えている。

町内各方面には、石木ダムは早急に建設し、むしろ公園化、観光地化し、町の活性化に役立てるべきであるという意見もある。治水、利水のみならず、町の活性化に貢献できるのであれば、それは、苦渋の決断をされ同意をいただいた地権者の方々から提供された大切な土地が、川棚町民のために有効に使われるということであり、その気持ちも十分沿うものである。

このため、本委員会としては、地権者の方々が話し合いに応じていただき、石木ダム問題が早急にかつ円満に解決して、新たな町づくりに町民あげて取り組んでいけるようにすることを切望する。

町議会としては、地権者の方々の理解を得るため、また町民全体の理解を深めるため、関係者からの聴取など最大限の努力を傾注すべきであると考えている。議会としての最大の責務は、悩み、葛藤される地権者の方々をはじめ町民の気持ちをしっかりと聞き取り、受け止め、施策に反映させるところにある。そのような取り組みを今後さらに強く進めていくべきであると考えている。

町行政当局におかれては、石木ダム建設によって川棚町の将来に明るい展望を見出していくためにも、地権者の方々の理解を得るように、また、町民全体

にも石木ダム問題への理解を深めて協力していただくように、なお一層の努力をされることを望む。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

1 5 番 山 口 調査結果の中間とりまとめの中ですね、最後の部分に「町議会としては地権者の方々の理解を得るため、また町民全体の理解を深めるため」と、このくだりでございますが、この中間報告の段階ではですね、全て行政からの報告、説明だけなんです。これ実際にはですね、ダム問題というのはご存知のとおり、13戸の方々の強い反対の中で進展していないというのが現状であろうと、そうすればこういうふうな報告をするのであればですね、今後、どういうふうなかたちでですね、そういう方達を話し合いをする場を持ちながらですね、実際に対策をやっていくか、これを検討していかないとですね、おそらくダム問題は進まない。だからそういった点はどうされたのかお尋ねしたい。

石木ダム対策調査特別委員長 この部分に書いてありますように、「関係者からの聴取など、最大限の努力を傾注すべきであると考え」というふうに書いておられますとおり、これからそういった地権者の方々とですね、町議会、町議会というかダム特委員会になるかと思うんですが、話し合いの場をもてるように、そういった申し入れをしてですね、努力をしていきたいと思っております。町議会は県や佐世保市と違って事業者ではありませんので、事業者とはまた違う立場で、しかし町民の方が何か考え、何か悩み、そういったことをしておられる、その気持ちを町議会として聞き取るという最大限の努力をしていきたいと、そういうふうに考えて、「関係者からの聴取など最大限の努力を傾注する」というふうなことを書いておるところでございます。

1 3 番 森 田 委員長にお尋ねします。今、山口議員が質問をされた、そこらあたりの文章と関連があるんですが、町議会としてですね、最大限の努力を傾注すべきであるというふうに考えておりました、私もそのとおりだとは思いますが、議会としてですね、平成7年と20年に推進決議をしたんです。平成20年については、私も関係しておりましたし、平成7年の議決はよく分かりませんが、反対者もおったんですよ、決議には。ところで今回、今日ですね、委員会として決議案の提案をするというようなことを少し聞いておったんですが、中間報告になってしまいましたけど、そのいきさつに何か委員会としての

動きがありましたでしょうか。

石木ダム対策調査特別委員長 一応、委員会としては、この中間報告のように考えをまとめました。さらにこれを議会全体の決議というものをどのようにするのかについては、ちょっともう少し委員会として議論が必要だと思っておりますね、本日は提案を致しておりません。

1 4 番久保田 この中間とりまとめの中で、「67戸のうち54戸が移転され、いまだに理解をいただいていない方々との話し合いができない状況となっております」となっております。ダムの本体の完成予定は平成28年だと思っておりますが、この方達のお話し合いの状況、今の進捗状況はできているのでしょうか。

石木ダム対策調査特別委員長 質疑の中ではですね、まだそういった話し合いは進んでいないという状況だと聞いています。

5 番 三 岳 先程の山口議員の質問と重複するかもしれませんが、前回ですね、平成20年に決議をした以降ですね、議会として13戸の方との話し合いといえますか、そういったことはまったくできていない状況で、これは将来的に議会として、ダム特として取り組んでいくという、単なる決意を示されているだけなのか、実際、そういうツールがあるのか、お尋ねしたいと思います。

石木ダム対策調査特別委員長 決意だけではなくてですね、実際に委員会として文書を出すなり、何なりしてですね、そういう町議会の立場から話を聞かせて下さいということを申し入れをしたいと思っております。

議 長 質疑なしと認め報告済と致します。

議 長 次に、日程第11「議会広報特別委員会視察調査報告」を議題とします。議会広報特別委員会から、委員会視察調査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 報告します。平成24年9月28日、川棚町議会議長初手安幸、議会広報特別委員会委員長田口一信。

委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査期日、平成24年7月24日から25日。

- 2、調査場所、山口県田布施町及び福岡県新宮町。
- 3、出席者、議会広報特別委員会委員全員、議長、事務局書記。
- 4、調査の目的、議会広報の取り組み状況について。
- 5、調査の概要、別紙のとおり。

調査の概要。山口県田布施町（人口16,208人、面積50.35平方km）。

（1）議会広報の取り組みについて。

①議会広報モニター（10人）を委嘱し、毎号その意見を掲載してる。また、モニターとの懇話会も開催している。

②傍聴者のアンケートを数回分まとめて掲載している。

③議員のリレー随筆を毎号2人ずつ掲載している。

④一般質問は、質問者が原稿を提出している。

⑤広報委員は、2常任委員会から3人ずつ出している。

（2）本町の議会だよりについて。

①文字のバックに写真が入っている（裏表紙）のは、見にくい。

②記事につかう写真は、人が写っているものがよい。

③一般質問の質問、答弁は、もう少し詳しい方がよいのではないか。

④賛否票は、先進的な取り組みである。

福岡県新宮町（人口26,160人、面積18.91平方km）。

（1）議会広報の取り組みについて。

①紙面の割付けは、編集ソフトを使って、広報委員が行っている。

②各常任委員会について、1ページを委員会報告のページとし、原稿、写真を提出している。

③傍聴者からのアンケートが多い。

④一般質問した事項について、その後を追跡する記事がある。

⑤一般質問は、質問者が質問の原稿を提出し、答弁は広報委員が原稿を作っている。

⑥最終ページ（裏表紙）は、小中学校のクラブ活動の紹介にあてている。

⑦配布は、業者に外注している（その方が安い）。

⑧広報委員は、3常任委員会から2人ずつ出している。

（2）本町の議会だよりについて。

①横書きのページがあるのは、先進的である。

調査結果のまとめ。田布施町及び新宮町とも、それぞれに読みやすく、親しみやすい紙面づくりに努力されている。

これらの町で行われていることを参考として、本町の議会だよりについて、以下の点を今後検討する。

①編集ソフトを使用すること。

②議会広報モニター制度を導入すること。

③一般質問の原稿を質問者が提出すること。

④所管事務一般についての委員会報告のページを設けること。

⑤随筆や町内の紹介など、親しみやすい記事を入れること。

⑥広報委員の選任方法について見直すこと。以上です。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

3 番 福 田 三点質問します。議会モニターを取り入れているということですが、そのモニターの選出方法とモニターの方の懇話会、そういったのに対する報酬等があるのかどうか。それと二点目が、新宮町の③に傍聴者からのアンケートが多いとありますけど、多いというのは、何が多かつたんでしょうか。毎号ですね、いろんなアンケートをされているのか。多いというのはどういうふうなものだったのかお聞きしたい。それともう一つは、私も以前、広報委員会だったんですけど、いろんな視察に行った先で、一般質問の本人原稿を取り入れておられるところは、なかなか書き方ですかね、紙面としての統一性がなくなったり、本人の思い入れで、本人の質問が多かつたりするわけですね。内容よりも自分の表現の方に力を入れておられるようなのが多かつたんですけど、そこらへんは本人原稿でやっておられたんだろと思うんですけど、そこらへんの良さというものをどういうふうに捉えられたのかお聞きします。

議会広報特別委員長 田布施町のモニター制度は、たぶん小学校か何かの地区が大きく5つぐらいあってですね、その地区ごとに2人ずつ出してもらうような方法で10人を選任しているということでありました。懇話会は、その委嘱をしたその時に1回開催されているのではないかと思います。なお、その報酬がどうかということまでは、モニターの報酬までは詳しく聞きませんでした。何かの委嘱、嘱託料は出ているのではないかと思います。新宮町のアンケートが多いというのは、感じですけども、広報誌の何回分かまとめたことであ

りますが、広報誌の約1ページ分ぐらいになるぐらいのアンケートの意見が
あっておりました。

一般質問の原稿を質問者が提出することについてですけれども、結構、そう
いうふうにしているところは多いようではありますが、逆にですね、言われたと
おり、本人から出された原稿については、なかなか広報委員としては手を加え
にくいという、やりにくさも一方ではあるというようなことも聞いておきま
すが、我が町では完全に広報委員会だけでやっておりますので、それが良いもの
かどうか、さらにこれから検討してみようと、そういう意味で検討事項に上げ
ております。

議 _____ **長** 質疑なしと認め報告済とします。

議 _____ **長** 次に、日程第12「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第119条の規定によって、お手
元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありま
せんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」は、お手元に
配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。なお、ただいま議決
しました議員派遣の件で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思
いますが異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議
長に一任することに決定しました。

議 _____ **長** これで、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

平成24年9月川棚町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____